

2018年3月6日

大分県経営者協会
会長 幸重綱二様
大分県商工会議所連合会
会長 吉村恭彰様
大分県商工会連合会
会長 森竹治一様
大分県中小企業団体中央会
会長 高山泰四郎様

日本労働組合総連合会大分県連合会
会長 佐藤寛人

要 請 書

大分県経済の発展に向け、日夜ご尽力されていますことに対し、敬意を表します。

さて、わが国の経済は緩やかな回復基調にあるとされ、雇用情勢は改善していますが、多くの働く者・生活者が景気回復を実感するには至っていません。その主な要因は、家計消費が伸び悩んでいることであり、その背景には、経済や社会保障制度などに対する不安が解消されず、格差是正もまだ緒に就いたばかりであることなどがあげられます。

そのような中大分県では、一昨年の熊本地震からの復旧・復興に力を入れている中、去年は九州北部豪雨災害や台風第18号災害が発生し、甚大な被害に見舞われました。被災者のこれまでの日常生活を取り戻すことはもとより、経済状況に多大な影響を及ぼしたことから観光客の回復と復旧作業による下支えからの景気回復が重要です。

一方、働く者の環境は、既に超少子高齢・人口減少社会に突入し、労働力人口の減少という喫緊の課題の中、雇用求人倍率は年々上昇しているものの、雇用労働者の約4割近くが非正規雇用労働者であり、加えて低所得者層の比率が高まっており、貧困や雇用の質の劣化、そして仕事と生活の両立などの働き方についても改善していかなければなりません。

そのためにも中小企業が企業の大多数を占める大分県において「経済の自律的成長」を実現していくためには、賃金の「底上げ・底支え」はもちろんのこと、人材こそが最大の財産との認識のもと、中小企業の人材確保・定着に資する労働諸条件や職場環境の整備を行っていくことが重要と考えます。加えて、大分県内の企業を含め一丸となり政労使で取り組みを確認した「『おおい働き方改革』共同宣言」の実現に向け、長時間労働是正などを前進させていかなければなりません。

超少子高齢・人口減少社会に突入した中で、経済・社会の将来展望を考えると、連合大分は、「底上げ・底支え」「格差是正」の実現を通じて「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「ディーセント・ワークの実現」に向けて取り組みを展開していくことが必要であると認識しています。

つきましては、健全なる労使関係のもと、要請内容を踏まえてご尽力頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 「経済の自律的成長」実現のためには、県内企業の大多数を占める中小企業で働く労働者の雇用維持を前提としたうえでの賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」が不可欠であることから、月例賃金の引き上げに向けた対応を積極的に行うよう、会員企業を指導すること。

とりわけ賃金制度の無い企業において、「定期昇給制度の確立」に向けた努力を行うよう、会員企業を指導すること。

2. 中小企業で働く労働者の労働諸条件の引き上げのためには、生み出した付加価値が適正に分配される取引慣行の適正化が不可欠であることから、適正な価格転嫁と公正取引の実現に向け、2013・14年の政労使合意を踏まえた企業間取引の徹底について、会員企業に周知徹底すること。

3. 人口減少に伴う労働力人口の減少が喫緊の課題とされる中、「働き方」・「休み方」を見直すことで、ワーク・ライフ・バランスの実現と労働生産性の向上に向けた取り組みを加速させることが必要とした「『おおいた働き方改革』共同宣言」を踏まえ、長時間労働の是正に向け、会員企業全体で取り組むこと。

とりわけ、時間外労働を行わせる際には、「労働基準法第36条に規定される時間外・休日労働に関する協定（36協定）」の締結が必要であることの周知徹底はもとより、「特別条項付き36協定」については、労働者の健康を確保した適切な運用がはかられるよう会員企業に対し指導すること。

加えて、長時間労働や労働環境の変化などにより脳・心臓疾患や精神疾患などを抱える労働者が増加していることから、会員企業に対し疾患を抱える労働者の治療と仕事の両立支援のための環境整備に努めるよう指導すること。

4. 今後さらに男女がともに仕事と育児・介護を両立していかなければならないことから、男女共同参画社会の推進に向けた環境整備に努めるよう、会員企業に周知すること。そのためにも特に男性の育児休業取得に向け、会員企業に向けて普及啓発に取り組むこと。

5. 「すべての労働者」の均等待遇の実現に向けた取り組みを行うよう、会員企業を指導すること。

また、有期労働契約者の無期労働契約への転換（無期転換ルール）の対象者への啓発の徹底はもちろん、正社員への転換制度の導入について積極的に行うよう、会員企業を指導すること。

6. 労働力人口が減少していく中で、人手不足による地域別最低賃金の高い地域への人材流出が懸念される。安定した雇用の確保がなければ企業の発展はもちろん、地域の活性化も望めないことから、労使協働で地域別最低賃金の引き上げに向けた取り組みを行うこと。

また、最低賃金額が確実に遵守されるよう、会員企業に周知徹底すること。

7. 信頼と良き緊張感のある労使関係は、企業が経営活動を行ううえでの「経営資源」と言っても過言ではないことから、すべての職場で「集団的労使関係」が構築できるよう、労働組合がない会員企業に対して、労働組合の存在意義を周知すること。